石綿作業主任者講習受講のご案内

兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）

労働安全衛生法においては、一定の作業について、その作業方法、作業条件から生ずる危険性又は有害性、また設備、機械、原材料等から生ずる危険性又は有害性に対応して、当該作業又は設備等に関する十分な知識、経験を有する者が、直接労働者を指揮し、或いは適切に設備等を管理することにより、労働災害を防止することを目的として、作業主任者制度が設けられています。

事業者は、石綿等の取扱い作業等による健康障害を防止するために、石綿作業主任者技能講習を修了した者から石綿作業主任者を選任することとされています。

本講習は、平成18年2月16日付け厚生労働省告示第26号「石綿作業主任者技能講習規程」により所定の科目について石綿作業主任者技能講習を実施し、石綿作業主任者を養成します。

■開催日 第1回令和〇年●月●日（月）~●日（火）

　　　　 第2回令和〇年●月●日（月）~●日（火）

　　　　 第3回令和〇年●月●日（月）~●日（火）

■会場　兵庫県中央労働センター（神戸市中央区下山手通6丁目3番28号）

■定員４０名

■受講資格　特にありませんが、当会では18歳以上をもって受講資格としています。

■申込要領

1.受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講申込書に顔写真のある身分証明書の写しを貼付又は添付して、メール送信又は郵送ください。

お問合わせ・申込書送付先

〒674-0094 兵庫県明石市二見町西二見157番地の118

兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）

TEL090-5882-3271 　 Ｅ-mail：mmm2010sw@ares.eonet.ne.jp

・ご提出いただいた身分証明書の写しは、確認の事務、試験実施時、修了証作成時の本人確認の為に使用し、事務終了後遅滞なく郵送の方法等をもって返却いたします。把握した情報等は当会が責任をもって管理し、本研修に係る事務のみに使用します。

・身分証明書等については、受講初日に原本を確認させていただく場合がありますので、必ずお持ちください。

・身分証明書と現在の氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる公的機関資料（戸籍抄

本等）を添付してください。なお個人番号（マイナンバー）が記載されていないものにし

てください。

・身分証明書は法令などに基づき公的機関・団体が発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な顔写真付きで有効期限内の証明書の写しを貼付してください。

２．受講申込書類到着後、当会にて書類審査を行います。

・受付は先着順とします。

〜下記について、ご注意ください〜

※必ずペン又はボールペンでご記入ください。鉛筆書きのものは受付いたしません。

※申込内容の変更（受講の取り消し等）がある場合には、直ちに書面（郵送又はメール）で

ご連絡ください。

※記入事項等に虚偽が判明した場合は講習修了後でも無効とし、本件講習に係る再受講は認

めません。

３.受講料のお振込み：受講料 10.000円（テキスト代は別途、消費税含む）

・上記２にて「正式受付のご連絡」到着後、開催２週間前までに下記口座へ受講料の振込みをお願いします。

振込先　受講申し込みされた方に別途連絡いたします。

名義人　吉村由紀夫

※領収書は受講日当日の朝、個別にお渡しいたします。振込手数料はお客様にてご負担願います。

４．申し込みされますと、受講票及び受講・交通の案内等をメール又は送付いたします。

５．その他の留意点等

・宿泊施設の手配は行っておりませんのでご了承ください。

・申込が一定数に満たない場合は、開講を中止することがあります（その場合にはご連絡差

し上げます）。

・取り消し（キャンセル）について

 お申込み後、開講日から起算して７日以前に参加取り消しをされた場合は、原則として次

のとおり取消料金を申し受けます。

※返金の場合は、振込手数料を差し引いてお返しします。

開講日から起算して７日以前から開講日前日までのお取消し…受講料の３０％

開講日当日以降のお取消し…受講料の１００％

・受講資格による科目の免除は行いません。全講習科目を受講いただきます。

・本講習および修了考査では遅刻は認めていません。開始時間を過ぎても着席されていない場合は欠席扱いとなり、修了試験の受験ができません。

■修了試験について

・全講習科目を受講した方のみ修了試験を受験することができます。遅刻・欠席した科目が一科目でもある場合は修了試験を受験できません。受講資格による修了試験科目の免除も行いませんので、全ての科目を受験していただきます。

・修了試験の方法は筆記試験です。筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）が必要です。

・合否の基準：修了試験の得点が、「満点の6割以上」及び「各科目の4割以上」をもって合格となります。

・結果の通知：講習終了後、後日通知します。

・不合格となった方

　不合格となった方（不正行為によって不合格となった者を除く。）には、「再受験」の機会はありません。

■修了証の交付

・修了試験に合格した方には、兵庫労務安全教育研究会（吉村由紀夫）から「石綿作業主任者技能講習修了証」が交付されます。

・修了試験に合格された方の情報について、官公庁に報告させていただく場合がございます。予めご了承のうえ、お申込みください。

■受講申込書の業種記号は、下記の業種分類記号よりご記入ください

（個人申込みの場合、記入不要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ā | 農林漁業 | Ｂ | 鉱業 | Ｃ | 建設業 |
| Ｄ | 製造業(食料品等) | Ｅ | 製造業(繊維・衣服等) | Ｆ | 製造業(化学・石油・ゴム) |
| Ｇ | 製造業(鉄鋼) | Ｈ | 製造業(非鉄金属・金属製品等) | Ｉ | 製造業(機械関連) |
| J | 電気・ガス・熱供給・水道業 | Ｋ | 運輸・通信業 | Ｌ | 卸・小売業・飲食店・宿泊業 |
| Ｍ | 金融・保険 | Ｎ | 医療・福祉 | Ｏ | 教育・学習支援 |
| Ｐ | 洗濯・理美容・浴場 | Ｑ | 廃棄物処理 | Ｒ | 自動車整備・機械等修理 |
| Ｓ | その他の事業サービス業(建物サービス・警備・派遣等) | Ｔ | 他のサービス業 |